

所得基準

世帯の所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。
次ページの手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、下の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数	所得区分（＊）	
	一般区分	特別区分
2人	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,948,000円
3人	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,328,000円
4人	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,708,000円
5人	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 4,088,000円
6人	0円 ～ 3,796,000円	0円 ～ 4,468,000円

家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

＊所得区分について

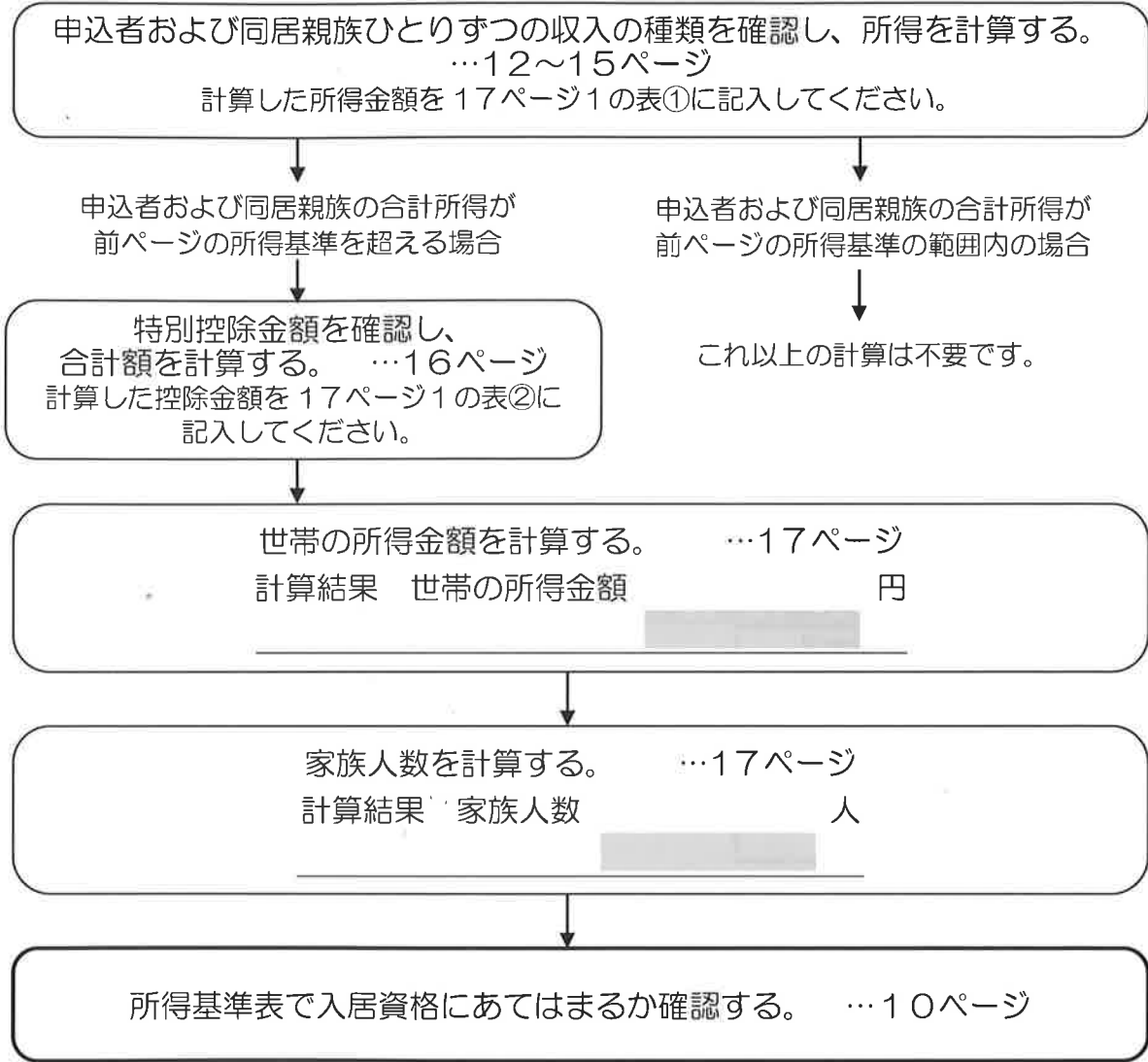
一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。
特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

- (1) 心身障害者を含む世帯
申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- (2) 60歳以上の世帯
申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。
ア 60歳以上
イ 18歳未満の児童
- (3) 高校修了期までの子どもがいる世帯
同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。
- (4) 原子爆弾被爆者を含む世帯
申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付を受けていた方を含む）。
- (5) 海外からの引揚者を含む世帯
申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。
※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
- (6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

●年齢の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

所得基準 確認の手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。



所得金額計算上の注意

- 計算の対象としないもの
次にあてはまる収入については所得金額を0円とします。
 - ・遺族年金、障害年金
 - ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
 - ・退職金等の一時的な所得
- 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和5年6月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民税課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。詳しくは12ページ上段をご確認ください。

